

令和6年10月18日

西宮市政記者クラブ各位

西宮市健康福祉局  
福祉総括室法人指導課長

指定（介護予防）居宅療養管理指導事業者に対する行政処分について

標記の件について、令和6年10月17日付けで介護保険法第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、下記事業者に対し、行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者

- (1) 法人名 医療法人社団むらまつ歯科
- (2) 代表者 理事長 村松 弘康
- (3) 所在地 西宮市上葭原町5番22号

2. 対象事業所

- (1) 事業所名 むらまつ歯科
- (2) 所在地 西宮市上葭原町5番22号
- (3) 事業の種類 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- (4) 指定年月日 平成25年7月1日（保険医療機関のみなし指定）
- (5) 事業所番号 2830907263

3. 処分内容及び効力発生日

- (1) 処分内容 上記指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導事業所に係る指定の取消し
- (2) 効力発生日 令和6年11月1日

<次ページに続く>

## 4. 処分理由

不正請求（介護保険法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第6号）

歯科医師による（介護予防）居宅療養管理指導について、サービス提供の実態が無いにも関わらず、サービス提供したこととして介護報酬を不正に請求し、受領した。

## 【詳細】

当該事業所では、主に有料老人ホームなどの施設に居住している利用者を対象として、同月内に提供した歯科衛生士による（介護予防）居宅療養管理指導のサービス提供回数に合わせて、歯科医師分のサービス提供回数をそのサービス提供の実態の有無に関わらず機械的に算定していた。介護報酬の基準上、歯科医師による（介護予防）居宅療養管理指導の月内の上限算定回数は2回、歯科衛生士による（介護予防）居宅療養管理指導の上限算定回数は4回と決まっていることから、例えば、歯科衛生士のサービス提供回数が同月に1回あった場合は歯科医師のサービス提供回数も1回、歯科衛生士のサービス提供回数が同月2回以上あった場合は歯科医師のサービス提供回数を上限回数である2回算定していた。

## 5. 不利益の回復及び経済的な措置

事業者に対し、不正に受領した介護報酬（約3,600万円：令和4年9月～令和6年3月分）を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定に基づき、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算金を支払わせる。

## 6. 今後の市の方針

- ・ 市内の居宅療養管理指導事業者に対し、運営指導を行うなど、事業所への指導監督を強化する。
- ・ 市内の関係介護保険サービス事業者等（居宅療養管理指導、居宅介護支援、有料老人ホーム）に対し、居宅療養管理指導の適正な算定方法について周知する。
- ・ 市内の介護保険サービス事業者等を対象として実施する集団指導において、本不正請求事案を取り上げ、各サービスにおいて適正な運営と報酬請求を行うよう広く指導する。

以上

## ■ 歯科医師による居宅療養管理指導とは（参考）

在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

なお、算定日は当該月の訪問診療又は往診を行った日とする。